

第 4 2 号議案

大原運動公園条例の一部改正について

大原運動公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 2 日提出

南魚沼市長 林 茂 男

大原運動公園条例の一部を改正する条例

大原運動公園条例（平成 2 5 年南魚沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 のテニスコート（1 面）の項中「3， 3 5 0 円」を「3， 3 6 0 円」に、「6， 2 8 0 円」を「6， 3 0 0 円」に改め、同項の次に次のように加える。

大会運営棟	1 時間	3 3 0 円
	4 時間	1， 0 5 0 円
	8 時間	1， 9 8 0 円
放送設備	1 時間	2 2 0 円
	4 時間	7 0 0 円
	8 時間	1， 3 2 0 円

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。